

決算特別委員会会議録

日時 令和3年10月18日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 2時52分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 乙黒 泰樹
委員 猪股 尚彦 大久保俊雄 志村 直毅 向山 憲稔
浅川 力三 卯月 政人 古屋 雅夫 藤本 好彦
臼井 友基 桐原 正仁 小越 智子 飯島 修

委員欠席者 官本 秀憲

説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 大久保 雅直
感染症対策推進監 佐野 満 知事直轄組織理事 草間 聖一

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 宏 県土整備部次長 百瀬 友輝
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監 小島 一男 総括技術審査監 有泉 修
県土整備総務課長 津田 裕美 景観づくり推進室長 蛸原 秀典 建設業対策室長 小泉 治明
用地課長 柴田 克己 技術管理課長 矢野 昌 道路整備課長 秋山 久
高速道路推進課長 立川 学 道路管理課長 水口 保一 治水課長 岸川 浩
県土整備部技監（砂防課長事務取扱） 岩館 知哉 都市計画課長 伊良原 仁
下水道室長 松沢 一賀 建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 横山 伸二

防災局長 山本 盛次 防災局次長 細田 孝
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 関 尚史 防災危機管理課長 小林 靖
消防保安課長 伊藤 公仁

農政部長 坂内 啓二 農政部技理事 清水 一也 農政部次長 三井 一
農政部技監 中村 毅 農政部参事（農業技術課長事務取扱） 斉藤 修
農政総務課長 渡邊 喜彦 担い手・農地対策課長 功刀 徹 販売・輸出支援課長 石川 英仁
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚 食糧花き水産課長 近藤 隆
農村振興課長 雨宮 真一 耕地課長 茂手木 知

知事政策局長 長田 公 知事政策局次長 井上 弘之
知事政策局次長（秘書グループ秘書監事務取扱） 石寺 淳一
政策企画グループ政策参事 有泉 清貴 政策調査グループ政策調査監 柏木 貞光
広聴広報グループ広聴広報監 小林 徹 国際戦略グループ国際戦略監 和光 達夫

知事政策補佐官 藤巻 美文 地域ブランド統括官 小澤 祐樹
地域ブランド統括官補 トンプソン 智子

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人 総務部理事（次長事務取扱） 入倉 博文
総務部次長（人事課長事務取扱） 染谷 光一 職員厚生課長 柳原 昭裕 財政課長 高橋 直人
税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩 庁舎管理室長 坂村 裕輔
行政経営管理課長 眞田 健康 市町村課長 古屋 登土匡 情報政策課長 高橋 義徳

出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩

議題 認第1号 令和2年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和2年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 午前10時01分から午前11時08分まで知事直轄組織・県土整備部関係、午前11時22分から午前11時54分まで、休憩をはさみ、午後1時00分から午後1時23分まで防災局・農政部関係、午後1時40分から午後2時52分まで知事政策局・総務部関係の部局審査を行った。

質疑 知事直轄組織、県土整備部関係

（空き家対策の推進について）

臼井委員 主要施策成果説明書の130ページ、空き家対策の推進のこととお伺いいたします。老朽化した危険な空き家等の除却とか利活用を促進ということで事業を行っていると思うのですが、特に丸3番の除却利活用事業への助成が6市町と書いてあります。結構空き家はかなり多くなってきていると思うのですが、もう少し具体的な中身を教えていただけたらと思います。

久保住宅対策室長 空き家の状況ということでございますが、空き家の取り組みにつきましては、我々いたしましたも空き家率日本一ということで、取り組みを進めているということでございます。取り組みの一つの中に、空き家対策の除却ということであるわけですが、やはり除却を進めていく上で必要なことといたしまして、市町村の支援をしていくということになります。市町村の支援をするに当たりまして、各市町村と打ち合わせをする中で、様々な取り組みを行うということで、その中で除却の部分をするということです。除却につきましては、今、市町村で補助制度を整備しているところがございます。そのような中、そういったところに補助するという状況になります。具体的には、除却をするに当たって古い空き家については、特定空き家という認定をして、それは周囲に与える影響が大きい危険な空き家ということで、市町村が認定をするわけですが、この認定につきましては、現在、95の特定空き家の認定をしているところでございます。そのうち、空き家の除却を行った件数といたしましては、45件という実績になってございます。現在、除却について、そのような補助制度をつくっている市町村につきましては、12市町村が整備しているところでございます。

臼井委員 すべての市町村に、そのような除却の制度があるわけではないと思うのですが、実際、事業の効果とか、件数とか、いろいろと難しいところもあると思うのですが、なかなか進められにくい要因、あるいは、その対策など、県の考えを最後にお聞かせください。

久保住宅対策室長 除却が進まないという部分につきましては、一つは、やはり費用の問題というものがございます。そういったところで、我々としましても、市町村に対して補助をするような仕組み、支援をする仕組みをつくっているところでございます。また、なかなか除却に至るまでの仕組みとして、やはり最終的には、固定資産税の問題、除却建物が建っているうちは、住宅があるという緩和規定により、固定資産税が6分の1に緩和されるものですが、住宅がなくなるとその緩和も

なくなり、これは税法上の問題もありましてなかなか難しいところがありますので、そういった部分も一方ではあろうかと思えます。そういった部分を踏まえましても、補助事業の中で支援をするということで、所有者の負担を減らす中で、除却を進めていきたいということはあるかと思えます。また、いろいろな空き家があることに伴い、非常に周りに対する影響が大きいということもございますので、事前に空き家の所有者の方にセミナーなどを開催いたしまして、空き家を持っている場合の問題点、それから、今後どうやっていった方が有利であるのか、セミナーまたは市町村を通じて空き家の所有者にお伝えをして、一つでも空き家の解消に努めていくように努力しているところでございます。

（流域下水道事業関係について）

猪股委員

公営企業会計の流域下水道事業関係の件でお聞きいたします。企業法の適用の経緯とありまして、その中には人口減少による流入水量の減少、あと一つは施設の老朽化などがありますけれども、この下にある収益の状況については、維持管理、この収支を見ると、これがずっとマイナスで、そのバランスが続くのではないかと心配しているのですが、四つの流域がありまして、この問題では今後ずっと赤字というか、経費、どこかで何か対策が得られるのか、特別な施設の手直しなどで費用がかかるのはさておき、このまま今の下水道料金で維持されなければ困るのですけども、上がるようなことがあってはいけないと感じていたのですが、その辺はどうなのでしょう。

松沢下水道室長 3億9,000万円の欠損金が出ている話だと思われませんが、令和元年度から2年度へ現金により引き継がれた市町村の維持管理負担金の剰余金が4億6000万円ございまして、今回、特別会計から公営企業会計に移行した際に、流動資産の現金預金ということで計上して、収益としては計上していないことから、純損失が発生しております。そのため、これは令和2年度限りのものでございます。この損失につきましては、維持管理負担金として現金預金に計上された4億6,000万円により補填をしております。今後、施設の運営、維持管理につきましては、流域の市町村と協議して決定をいたします市町村維持管理負担金の範囲内で、維持管理を行っていきますので、損益につきましては、おおむね均衡するというので、このマイナスにつきましては、令和2年度の移行の際に生じたものと考えております。

猪股委員

私の解釈が間違っているかもしれませんが、これは短期というか、この令和2年度分の数字だけで、今後はマイナスの数字が、ある程度、平らになっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

松沢下水道室長 今後は収支が均衡していくと考えております。

志村委員

今の下水道のところで関連してお聞きしたいのですけれども、1ページの業務実績参考とあるところに、年間総処理水量というのが明記されていまして、富士北麓流域に関しては、1割減、令和元年度から比較してということですが、この要因はどのようなことなのでしょう。

松沢下水道室長 コロナの影響が一番大きなものと考えております。富士北麓の地域につきましては、特に観光に依存されているので、この影響が顕著に出たものだと考えております。

志村委員

やはりそういう感染症の影響があるのかなと思ったのですが、私どもの地元の笛吹市も旅館、ホテル等がたくさんありまして、ここは令和元年度と令和2年度で、ほぼ横ばいというようになっているのですが、これは富士北麓流域と比較して、どのような受けとめをされているのでしょうか。

松沢下水道室長 詳細についてははっきりとわからないところではございますが、やはり富士山周辺の方は、コロナに関連して海外の集客等が少なくなったことによる影響ではないかなと思います。

志村委員 参考までに、下水道が整備されて接続されているかどうか、数字で富士北麓流域と峡東流域がどんな比率になっているのか、今わかりましたら教えていただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

松沢下水道室長 富士北麓流域では、普及率が58.7%で、そのうちの水洗化率、接続している割合が84.3%でございます。峡東流域につきましては、普及率が59.9%で、水洗化率、接続が86.9%でございます。

志村委員 数字を聞いただけでは、何か比較ができるのかできないのかという感じを持ちましたけれども、参考にさせていただき、数字を出していただきましてありがとうございます。

（衛生費について）

それから、知事直轄組織にもお聞きしたいと思いますが、知事直轄組織の3ページのところ、支出済額の内訳の衛生費の中で、予防費でおよそ143億円という感染症対策関係の支出がされていますけれども、この感染症措置費の121億円、改めて確認ですが、感染症措置費とはどういうものに使われたのか、御説明をお願いします。

佐野感染症対策推進監 予防費のうちの感染症措置費の内容でございますけれども、当該事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者の受け入れをする病床の確保に要する経費や医療費の公費負担に要する経費、あるいは、軽症者が療養するための民間宿泊施設の借り上げに要する経費などが主な内容でございます。

志村委員 その次のページの不用額のところで、この感染症措置費の執行残というのが、30億円ほどありましたが、これはどのような理由でこのようになっているのでしょうか。

佐野感染症対策推進監 感染症措置費のうちの執行残の内容でございますけれども、先ほど、内容のところで御説明した予算の確保等の経費がございました。それが見込みよりも実績が下回ったということでございます。それから感染症患者の入院医療費の公費負担につきましても、やはり想定していた患者数よりも実績が少なかったというところがございます。また、二次救急の病院や他の医療施設等が感染拡大の防止を図るために行う事業に対して補助をしておりますが、補助先において、経費節減に努められ、効率的な事業執行を行っていただいた結果により、確定の補助額が予算額を下回ったと、いずれも実績が見込みを下回ったことが主な要因でございます。

（流域下水道事業会計について）

大久保委員 志村委員の関連ですが、先ほど富士五湖と笛吹、峡東流域、観光客が変わらないという説明があったのですが、私の認識によれば、観光客が何カ月も非常に激減して、そして温泉の使用料も、基本料と超過分を大幅減額したということであれば、その下水、温泉会計にしろ、ちょっと納得がいかない部分があります。笛吹地区、峡東流域も、おそらく、富士五湖よりも、使用量が少ないわけだと思うのですが、その辺は変わらないという説明は理解ができないのですが、わかる範囲で説明いただきたいです。

松沢下水道室長 誤解を招いてしまったような話し方になってしまって申し訳ございません。富士北麓の方の水量が減っているというのは、コロナ禍における観光客の減が理由ではないかというような説明をさせていただいたところでございます。峡東の方で観光客が減っているかどうかという話ではご

ざいませんで申し訳ありませんでした。

山田（一）委員長 今回の説明だと大久保委員の質問との整合がとれないと思うので、再度、大久保委員、説明を。

大久保委員 質問に対して、観光客が減っている、減っていないと。我々としては、大体は減っている、使用量も減っている、河口湖は減っているけれども、峡東、笛吹とかは、それまでは減っていないという説明に少し疑問を感じたので、今、誤解のないように説明すれば良かったということですが、先ほどの説明と、それほど変わりがいい感じなのですが。

松沢下水道室長 富士北麓につきましては、コロナ禍の影響ではないかというお話をさせていただいたところでもございまして、峡東と富士北麓の違いという、外国の方の影響が出ているのかなという説明をさせていただいたところですが、観光客が峡東で減っていないという話をしたわけではございませんでした。失礼しました。

大儀県土整備部長 下水道、水道の使用量というのは、いろいろな要因が重なります。先ほど、観光という話もございましたが、それ以外にもいろいろ要因があるかと思えます。ですので、先ほど、観光に集中して説明をさせていただいた形になっておりますが、いろいろな要因があるかと思えますので、その辺を併せて見ながら、今後の水道の状況、下水道の状況というのを見ていきたいと考えております。

山田（一）委員長 峡東地域が、大分落ち込みが経済的部分で多いので、配慮のある丁寧な説明を、今後、よろしくお願ひしたいと思います。

（感染症措置費の病床確保公費負担について）

小越委員 知事直轄組織の先ほどの志村委員の質問の続きですが、知直直轄組織3ページ、先ほど、感染症措置費で病床確保公費負担、民間療養施設の借り上げのところがここに入るとあったのですが、具体的に幾らかというのを示していただきたいです。この知事直轄の資料がおおざっぱ過ぎて、他のところに比べて、億単位の執行や何十億の執行が、具体的な事業名がないので、事業名で何が幾ら出したのか。それで不用額も29億円もあるのに、事業名で幾ら残ったのかというのを示していただかないと、この決算資料だと余りに雑駁すぎるので、事業名でこの一覧で、このところをもう少し詳しく資料提出いただきたいのですけれども。

山田（一）委員長 お諮りいたします小越委員から要求がありました資料について、委員会として資料を要求することいたしますが、御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

山田（一）委員長 それでは執行部は、ただいま小越委員から要求のありました資料につきまして、資料作成をお願いしたいと思います、いつになりますか。

佐野感染症対策推進室長監 できるだけ速やかに対応したいと思いますけれども、少しお時間をいただければと思います。申しわけございません。

小越委員 ぜひ他の部局と合わせて、事業名でその執行状況とそれから執行残、翌年度繰越分も含めてお願いします。それで、福祉保健部の時の質問の際、先日いただいた資料の中で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金と臨時創生交付金の福祉保健部のところで、歳入があつて歳出がなかったと聞いたのですけれども、その時の資料によりますと、福祉保健部関係でも、感染症緊

急包括支援交付金、今年度中に国に60億円位を返還するという資料をいただきましたけれども、知事直轄組織でも、この歳入の中に緊急包括支援金として、臨時地方創生交付金があるのですが、知事直轄組織の中では、国からいただいた歳入でコロナ対策ができたお金で、返還するものは幾らあるのか。それがこの執行残のお金と一緒になのか。そこを説明いただきたいのですが、わからなかったら資料でお願いしたいです。

佐野感染症対策推進監 今、把握している限りでは、返還ということ承知しておりませんが、基本的に、包括支援交付金、臨時交付金も、繰り越しが可能なものと聞いておりますけれども、済みません、先ほど、資料を提出ということでございますので、精査をしまして、合わせて御報告させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

小越委員 執行残の中にその金額が入っているのか、全然違う補助金からなのか、ちょっとわからないので、そこもお願いします。

（流域下水道の経営課題について）

それからもう一つ、流域下水道の話なのですが、確認というか、公営企業会計決算審査意見書のところで、監査のほうかもしれないですが、監査委員の審査意見書46ページのところに、経営課題についての最後のセンテンスのちょっと上のところに、今後も市町村と連携して下水道の整備を進めるとともに、増加が見込まれる維持管理費については、民間活力を活用するなどその抑制に努めるとありますが、この民間活力を活用するなどというのは、具体的に何を指しているのか、意味を教えてくださいなのですが、公営企業会計決算審査意見書、山梨県監査委員が出している46ページです。

松沢下水道室長 民間活力として、下水道室で考えておりますのは、下水道公社に維持管理を委託しており、下水道公社では、包括的民間委託により業者に委託しております。包括的民間委託の中に含まれる業務量などをさらに検討いたしまして、今後、コストを下げていくことを考えていきたいと思っております。

小越委員 今、もう民間活力というか、その委託先で民間にお願いしているものを、さらにそこを強化するということか、新たに民間活力をどこかに入れるということでしょうか。

松沢下水道室長 包括的民間委託の業務範囲については、できるものについてはできるだけ委託して、コストを下げていくように考えております。3年ごとの契約において、委託範囲の拡大について検討してまいりたいと思っております。

（医療従事者応援寄付金について）

飯島委員 決算特別委員会なので歳出のチェックが大事ですけども、歳入もまた大事でありまして、そういう面でちょっと1点、お伺いしたいと思います。

知事直轄1ページの寄付金の中に、二本立てで予防費指定寄付金と医療従事者応援寄付金と書かれておりますけれども、この医療従事者応援寄付金は、何となく字面ではわかるのですが、この寄付金の性格を教えてくださいたいと思います。

佐野感染症対策推進監 医療従事者応援寄付金につきましてですが、新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行っていただいている医療従事者などを支援するというところで、昨年度に医療従事者等にエールをと銘打ちまして、広く寄付金を募ったものでございます。その結果としまして、1億5000万円ほどの寄付をいただいたところでございます。

飯島委員 何となくコロナの関係と置いていたわけでありませうけれども、この寄付行為をしてくれる、とてもありがたい人たちというのは、この内訳、1億5000万円ほどありますけれども、個人、法人等あると思うのですが、その内訳はどのようになっているのでしょうか。

佐野感染症対策推進監 済みません。今手元にその内訳の資料を持ち合わせておりませんので、確認をさせていただいて、御報告させていただきたいと思ひます。

飯島委員 先ほども申し上げましたが、金額が1億5000万円と、多いか少ないかという議論もありますけれども、こういう行為がとてもありがたいと思うわけですが、今あるかどうか知りませんが、随分前に特定公益増進法人に対する寄付は、所得税から寄付控除ができたという制度があったのですが、例えば、今申し上げた医療従事者応援寄付金に寄付してくれた団体とか、個人に対して、所得税の寄付控除みたいなものはあるのでしょうか。

佐野感染症対策推進監 済みません。実はこれは昨年度、県民生活部が主になって行った事業と記憶しております。おぼろげな記憶ですけれども、ふるさと納税の仕組みを確か利用していただいていたのではないかと思っているのですが、そうすると一定の寄付控除というのがあると思ひますけれども、そこまで確認をしておりますので、先ほどもに続いて、しっかりと確認をして、また御報告させていただければと思ひます。

飯島委員 ぜひ資料提出していただきたいと思ひます。あと、当然、医療従事者応援のための給付ですから、使い途も、ある程度カテゴリーとか、そういうものがあると思ひますが、今お答えできなければ、資料としていただきたいと思ひます。

佐野感染症対策推進監 いただいた寄付金1億5061万5000円ですけれども、それに一般財源を2200万円ほど足しまして、総額1億7343万円ということで、新型コロナウイルス感染症医療従事者応援金という事業を立てまして、執行させていただいております。支給対象となりますのは医療従事者と、あと患者を搬送していただいた救急隊員の方、こういった方々に対しまして、1日5000円ということで、支給をさせていただいております。支給対象とした期間は、令和2年2月10日から同年7月31日までの実績は、3122人が延べ勤務日数3万4686日分ということで、先ほどの1億7343万円を支給したというところでございます。

飯島委員 それではせっかくですから、今の答弁も一緒に資料でいただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

山田（一）委員長 それではまとめて、飯島委員から要求があったものについて、委員会として資料要求することに御賛同いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

山田（一）委員長 それでは、よろしくお願ひします。

（公共事業と県単独公共事業の比較について）

向山委員 1点だけ済みません。令和2年度当初予算のときに、公共事業、県単独公共事業の比較が、令和元年また平成28年から平成30年平均ということでしたが、決算額において、他の年度との比較表も含めて、通常分と、その予算の発表のとき、防災、減災分ということで分けて発表がありましたけれども、それも表で、評価数字で、いただければと思ひます。

山田（一）委員長 お諮りいたします。向山委員から要求がありました資料について、委員会として資料を要求することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

山田（一）委員長 それではよろしく申し上げます。

質疑 防災局、農政部関係

（避難所非常用電源整備促進事業費補助金について）

飯島委員 令和2年度も、非常用災害対策用の電源確保のためのハイブリッド型機器の購入に際して、市町村に補助を出していると思えますけれども、これは間違いないですね。それとも終わってしまいましたか。

小林防災危機管理課長 避難所非常用電源整備促進事業費補助金でございます。これは、市町村に対する補助をしております、令和2年度と令和3年度と2カ年にわたりまして、事業を実施しております。

飯島委員 そうしますと、令和2年度の決算特別委員会でありますので、それはどこのサービスの掲載に含まれているのでしょうか。

小林防災危機管理課長 決算説明資料の防3ページ、三つ目のマル支出額のうち、二つ目の線のところが防災総務費になりまして、そのうちの上から二つ目の点の防災対策費の中に、この事業が含まれております。

飯島委員 防災対策費の1億2000万円ということだと思います。先ほど小越委員からもありましたけれども、ちょっとこれだけでは、この中に含まれているというのは理解しましたけれども、私がお願いしたいのは、この非常用災害対策用の電源確保のためのハイブリッド機器の購入の補助に、令和2年度は、どの市町村にどのくらいの金額でどのくらいの台数で、どのような機器を補助したのかという細かい資料をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山田委員長 飯島委員、ほかにも資料要求があるのであれば、全部、発言をお願いします。

飯島委員 全部、質問します。実は、身延町にこの件で視察に行ってきました。担当者もこの機器を評価しており、とてもいい取り組みだと思いますので、まずは先ほど申し上げたように、令和2年度は市町村にどのくらいの実績があるかということを確認しながら、そして、もう一つ質問ですけれども、この機器の購入に関しては、いろいろな機器があると思えますけれども、県としては、機種選定について市町村にアドバイスをしているのでしょうか。そういうアクションを起こしているのでしょうか。

小林防災危機管理課長 機種等につきましては、ハイブリッド式非常用発電機とか蓄電機蓄電池等を対象にしておりますけれども、機種の選定につきましては、ハイブリッド式の場合には、ガソリンとガスの両方が使えるものでありますので、どの機種をというようなことは、市町村には指定をしております。

飯島委員 機種選定については、個々の市町村に任せたとことでわかりました。それでは、先ほどの資料をお願いしたいと思います。

小林防災危機管理課長 先ほどの市町村への実績ですが、御説明をさせていただきます。補助をした市町村ですが、山梨市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、身延町、富士河口湖町、小菅村、丹波山村の計11市町村に対して行いました。その内訳でございますが、ハイブリッド式の発電機が43台、可搬式の太陽光設備が6台で、あわせて49台に対して補助をいたしまして、補助の支出額が1034万円でございます。

山田（一）委員長 資料要求は要りませんか。

飯島委員 　他の委員の皆さんも確認されたと思いますが、そんなに難しい資料ではないと思いますので、書面で提出いただければありがたいです。

山田（一）委員長 　ただいま飯島委員から要求がありました資料について、委員会として要求することで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

山田（一）委員長 　それでは、資料をお願いします。

（不用額について）

古屋委員 　防4ページの不用額ですが、私が聞き漏らしたと思うのですが、防災航空隊の中のヘリコプターの装備品で、これが約3600万円位、不用額になっているのですが、落札がどうのこのところというところを聞き漏らしたので、その辺の細かい内容の説明をお願いします。

伊藤消防保安課長 　ただいまの質問にお答えいたします。この不用額につきましては、主なものが、委員御指摘のホイスト支援カメラ装置設置業務が執行できなかったこと。もうあと2点ございまして、ヘリコプターの燃料費、これは燃料単価が想定より低かったことや、運航日数が想定より少なかったこと。あと修繕料、これは機体の修繕が想定より少なかったこと、これらが主な原因で、一番大きなものは、委員御指摘のホイスト支援カメラ業務の不執行ということになります。不執行に至った経緯でございます。この予算につきましては、令和元年度に計上させていたものでございましたけれども、この年、台風19号がございまして、業務委託を想定していた事業者が、その被害に遭ってしまったために適正な工期が取れないということで不執行となり、今年度に繰り越したものでございます。今年度につきましても、その影響が継続していたことから、入札をかけましたが入札者がおらず不執行になったものでございます。

古屋委員 　執行できなかったことによって、防災ヘリの影響というのはあるのですか。

伊藤消防保安課長 　影響についてでございますけれども、このカメラにつきましては、ホイスト救助といひまして、空中で隊員がヘッドロープ等で地上まで降りて、要救助者を救助する時に、撮影用に使うものでございます。現状は、隊員それぞれのヘルメットにカメラをつけてございまして、そのカメラの性能が格段に上がっていることから、特段の影響はないと考えてございます。

（植物防疫費について）

向山委員 　農14ページ、防疫費のところ、モモせん孔細菌病の関係で、消毒費が余ったということで執行残があったのですが、これだけ多く余ったということは、実際、幾ら用意していて、何件ほど、モモせん孔細菌病のことなので、また資料でいただくとありがたいと思います。

斉藤農政部参事（農業技術課長事務取扱） 　ただいまの御質問ですけれども、後で資料を用意させていただきます。ちなみに今のところ、想定していた総事業費が3億1200万円ほど事業費を予定しておりまして、この3分の1を県が支出するというので、1億400万円ほど、予算は計上をしておりました。結果、散布量は適正にできていますけれども、10アール当たりの散布量の積算とか、一応、こちらでは3回予定していたのですが、中には2回の方がいたり、また、思ったより成園が少なく、未成園が非常に多かったため、使用量が想定よりかなり低くなったところがございます。県で1億400万円ほど用意していた中で、3800万円ほど執行し、残りの6600万円ほどが執行残として残ったということでございます。資料として、改めて提出をさせていただ

きたいと思います。

（防災対策費の執行残について）

志村委員 防4ページ、防災総務費の防災対策費の執行残の説明が、災害時の民間施設の借り上げの予算ということで、この執行がなかったということですが、具体的に、どういう施設をどのようなイメージで借りると想定をしていたのでしょうか。

小林防災危機管理課長 施設につきましては、大きな災害が発生して通常の避難所で足りない場合に、ホテルとか旅館を市町村が借り上げた際、2分の1を県が補助する予定で事業を組み立てております。

志村委員 総額が2383万円ですが、そのうち、想定していた額というのは全額なのか、他にも何かあるのか、それについてはいかがですか。

小林防災危機管理課長 このうちの避難所感染防止対策支援事業、旅館等に対する補助金につきましては、1450万1000円が執行残となりまして、そのほか、富士山噴火溶岩流のシミュレーション動画等を作成しましたがその落札差金や、防災会議等を開催しましたが回数が少なかったことや、報酬の辞退等もありましたので、そこで120万円ほどの差金が出たところでございます。

志村委員 それで2383万円のうち1150万円ですか、ちょっとその金額は、まだほかにも執行残が何か多額にあるように聞こえましたが、いかがでしょうか。

小林防災危機管理課長 最初の避難所感染防止支援事業が1450万1000円となります。そして、富士山噴火溶岩流のシミュレーション動画の作成と委託にかかる落札差金が277万円となります。防災会議の開催費の執行残が124万円でございます。そのほか、報酬や需用費等の執行残が131万7000円でございます。また、先ほどの市町村への非常用発電等の導入経費等に対する執行残が96万6000円でございます。あと、地震防災訓練等の関係の執行残が64万3000円でございます。

（県内のヘリポートについて）

猪股委員 防6ページでお聞きしたいのですが、先ほどの説明で、不用額は災害がなかったからという説明はわかりますけれども、県内で災害が生ずれば、ヘリコプターの出勤も多くなる。救助に当たっては、ヘリポートが必要なところがありますよね。今、県内には、ヘリポートが何か所あるかわかりますか。

伊藤消防保安課長 質問にお答えいたします。令和3年9月現在で、県内の飛行場外離着陸場、これは災害時等にヘリコプターが離着陸する飛行場でございますが、これにつきましては22市町村で、合計53カ所でございます。

猪股委員 22市町村で53カ所というか、この数字が、なかなか分かりづらいですが、まだ必要としているところがありますか。県としての考えはどうでしょうか。

伊藤消防保安課長 場外離着陸場につきましては、市町村の調整を行いまして、市町村のお考えをいただく中で必要な箇所に設置をお願いしているところでございます。

猪股委員 これは市町村からではなくて、こういう場所にあったほうがいいのかとか、空いている山があるから、そこへ設置したらどうかという話を聞きましたから、この委員会で、決算に直接関係なくても、言っておくべきではないかと思っています。

もし、基金特別会計などで数字を入れることができないということであれば、今後、例えばヘリポートを必要とする箇所などの要望があったときに、どこの項目に当てはめていくのか、その辺を教えてください。

例えば民間で、無償で山を貸すのでそこへヘリポートをつくっていただきたいとか。逆に県で、ここに必要だと言ったときに経費的なことがあると思います。そこを整地して、ヘリポートを設置するに当たっての費用、今後、防災に対しても、それらを考えていくこともあるのではないかと思いますけれども、例えばその経費に対する項目はどこに入るのか。どこで受けるのか、その辺はいかがですか。

伊藤消防保安課長 市町村が整備するものにつきましては、これは市町村の負担になるかと思えます。もしも、県のほうで整備するというのであれば、これは県の負担になるのだと思いますが、ここではわかりませんので、申し訳ございませんが、後ほど、お答えさせていただきます。

（県産農産物の輸出拡大について）

小越委員 成果説明書22ページ、県産農産物の輸出拡大のところで、フルーツフェアの開催、タイ、シンガポールは、令和2年8月と9月とあるのですけれども、その上のプロモーション活動、香港、台湾、マレーシア、フルーツショップの設置、香港、台湾というのは、回数ではなくて、実施した時期、8月とか7月とか、それをまず教えてください。

石川販売・輸出支援課長 成果説明書22ページ、マル5のプロモーション活動の実施時期ということでございますけれども、まず、香港は9月に実施をしております。それから台湾につきましても、同じく9月の中下旬、また、マレーシアにつきましては、同じく9月の中旬から実施をしております。それから、フルーツショップの設置でございます。フルーツショップにつきましては、香港が8月の中旬、それから台湾につきましても、9月の中旬から下旬に設置をしております。

小越委員 このプロモーションとフルーツショップ、フルーツフェアもそうですが、職員が行って、売ったりとか設置したりとか、プロモーションに回ったのでしょうか。

石川販売・輸出支援課長 プロモーションですが、当初、職員も行って、現地でのPRをする予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、職員が行ってPRをすることができませんでした。このため、委託事業者をお願いをしまして、現地のスタッフによるプロモーションですとか、フルーツショップの設置でのPRをしたところでございます。

小越委員 6のフルーツショップの設置、7のフルーツフェアの開催とも職員は行っておらず、委託事業者をお願いをしたという委託事業者とは、なんという会社ですか。

石川販売・輸出支援課長 プロモーション活動につきましては、株式会社ATOMという業者になります。それから、フルーツショップの設置ですとか、フルーツフェアにつきましては、これは委託事業者ではなく、山梨県果実輸出促進協議会が実施する事業で、こちらに補助をしております。この補助の中で実施をしております。

小越委員 株式会社ATOMに幾ら、山梨県果実輸出促進協議会に幾ら支出したのか教えてください。

石川販売・輸出支援課長 株式会社ATOMにつきましては、1658万円の委託料を支出しております。それから山梨県果実輸出促進協議会につきましては、補助金として42万7000円を支出しております。

質疑 知事政策局、総務部関係

（電子自治体制整備事業費について）

桐原委員 総7ページの電子自治体制整備事業費についてであります。ここに、成果説明書67ページ、働き方改革と書いてあるのですが、テレワークなどの利用環境の拡充を行ったということだと思うのですが、その事業内容と費用内訳について伺います。

高橋情報政策課長 本県では、職員が多様で主体的な働き方を実現しまして、質の高い県民サービスを提供できる組織となるために、令和元年度にテレワーク環境を整備いたしまして、現在運用を開始しているところであります。令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としまして、出勤者の削減を図るということが必要であったため、国の地方創生臨時交付金等を活用しまして、テレワークシステムのライセンスの追加ですとか、貸し出し用のパソコンの増設等を行いまして、現在、県職員全員がテレワークを利用できる状態となっております。その費用の主な内訳ですけれども、まず、テレワークシステムのライセンスの追加及び管理者サーバー機器の導入にかかる費用、これが約4950万円でございます。2番目としまして、テレワークシステムの運用等にかかる経費、これが約470万円。それから、テレワーク貸出用のパソコンの増設等を行いまして、これにかかる費用が約5025万円です。

桐原委員 今後のテレワーク利用環境の整備等に関する取り組みについて伺います。

高橋情報政策課長 今年度は、昨年度に整備いたしましたテレワーク利用環境の安定的な運用管理を行うとともに、今年度につきましては在宅勤務の職員が職場と簡単な打ち合わせや連絡を取る際等に用いるツールの導入を予定しております。こういったことを行いまして、職員のさらなる利便性の改善やコミュニケーション環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

（広報費について）

卯月委員 知3ページの広報費ですけれども、電波広報誌として1億9000万円余の決算となっていて、説明だとテレビ、ラジオなどを用いた広報等の説明だったのですけれども、具体的にはどのようなメディアを使って、どんな広報を行ったのか、金額の内訳も含めて教えていただければと思います。

小林広聴広報グループ広聴広報監 電波広報費による広報の内容と内訳でございますけれども、まず、テレビによる広報を行っておりまして、山梨放送で県の主要施策でありますとか、重要事業などを紹介する「前進！やまなし」という番組、こちらに6991万1000円。あともう一本、テレビ山梨で山梨県の魅力などを伝える番組としまして、「いいとこ山梨」を制作放送しておりまして、こちらの経費が4678万3000円。昨年度、テレビCMに3584万9000円ということで、テレビの広報として、合計で1億5254万2000円という状況でありました。

あと、ラジオ番組でも広報を行っておりまして、YBSラジオで1日7回スポット放送している「県からのお知らせ」という番組がございまして、こちらで1129万6000円。また、FM富士で、県からの情報を日本語と英語で伝える「Yamanashi Information」という番組をやっておりまして、こちらが472万5000円となっております。ラジオ広報の合計は、1602万円になります。

これに加えまして、昨年度から、インターネット上でも動画を用いた情報発信としまして、YouTubeの山梨チャンネルにおきまして、新たに動画を制作、配信する事業を行いました。こちらに要した経費が、2182万8000円となっております。

卯月委員 テレビとかラジオというのは、従来からありましたが、新たに昨年度から、YouTube動

画を用いた情報発信を行っているというお答えでしたけれども、いろいろな業界がこういったネットに進出していますけれども、知事政策局としては、どんなねらいを持って、具体的にどのような事業を行ったのか、教えていただきたいと思います。

小林広聴広報グループ広聴広報監 YouTube動画のねらいという事業内容ですけれども、やはり山梨県政の情報というのは、若者になかなか十分に届けることができていないのではないかという課題がございまして、若者に情報を伝える手段としまして、テレビや総務省の統計などでも、やはり今、テレビや新聞等から若者層が離れていて、インターネットを活用した情報収集が若者の中で増えているということもございまして、そこを強化するということで、県内だけではなくて、山梨の魅力というところも発信したいので、県内外の若者に山梨県の魅力や情報を楽しみながら知っていただくことを目指しました。それをきっかけに山梨県政にも関心を持ってもらいたいという効果も期待しております。

事業内容としましては、昨年8月に、県の公式YouTubeチャンネルをリニューアルいたしました。そこで、若年層に人気の中学生ユーチューバー、インフルエンサーとしても有名なMINAMIさんを起用して、県内の地場産品であります観光スポットであるとか、グルメ情報などを紹介する動画を公開し、情報発信をしたところであります。

卯月委員 確かに若年層はテレビやラジオ離れが進んでいるという報道もありますので、そういった面なのかなと思います。そういった中で、YouTubeチャンネルのリニューアルを行ったという話だったのですけれども、今のスマートフォンとかタブレットが、非常に普及していて、このインターネットの利用というのは、若年層だけではなく、幅広い年齢層に進んでいるかと思えます。こうした状況の中、このYouTube動画による新たな情報発信の取り組みは、今後ますます重要になっていくと思えますけれども、昨年度の事業で、具体的にどんな成果があったのか、この件について最後に聞きたいと思えます。

小林広聴広報グループ広聴広報監 昨年度の成果でございまして、8月にリニューアルをしたわけですが、その山梨チャンネルというのは、YouTubeチャンネルの登録する部分でございまして、しなくてももちろん見られるのですが、その登録者数が、それを頻繁にみたいという人は、その動画を登録するということだと思うのですが、それが、リニューアル前が3000人程度、残念ながら少なかったのですが、今回のリニューアルで、昨年度、約1万3000人程度増加しております、1万6000人のチャンネル登録者数を超えたところであります。自治体のYouTubeチャンネルの登録者数とすれば、まああの数字かなと思っております、今年度もこの数字を維持しているところでございます。

公開した動画につきまして、昨年度は16本公開したのですが、平均して10万回程度視聴されまして、これをきっかけということもあるのかもしれませんが、登録者の増加によって、もともとの既存の動画の再生数も増加したという好循環がございまして、山梨チャンネルの昨年度の総再生数が398万回、前年度は40.6万回しかなかったので、約10倍に増えたところでございます。山梨県のYouTube動画、昨年度に新たに始めた取り組みで、一応、情報発信力の強化に一定の成果があったのではないかと考えております。

卯月委員 ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいと思います。次の質問に移ります。

（調査委託経費について）

調査委託経費ですが、6600万円の委託経費について、予算を利用したことについて問題視されておりますけれども、不測の事態が生じた場合に、予算を流用して対応することは、一般的にあり得ることだという説明があったと思えますけれども、実際にはこのルールに則ったものだったのかということをお聞かせいただければと思います。

高橋財政課長　　まず流用の性質や意義について、年度当初におきましては、全ての事業の予算を見積もって計上するのは極めて困難でございますので、年度途中の事案全てに補正予算を編成することは現実的ではございません。

このため、一定の認められた予算の範囲内で、円滑に事業を実施していくことが必要でございます。同一の項の中で、目や節をまたいで経費を融通するいわゆる流用という仕組みが存在してございます。これは、地方公共団体の長の予算執行権の範囲内でございます。

ルール上という後段の御質問でございますが、地方自治法により禁じられている予算の流用は、議決科目である款や項の間で、経費の割り振りを変更することによってございまして、今回の6600万円の調査委託費については、法的なルールの範囲内で行っているものと考えてございます。

卯月委員　　そうしますと、法令上、予算の流用にルールはあるのでしょうか。もう一度、改めてお願いします。

高橋財政課長　　地方自治法第220条第2項におきまして、歳出予算の経費の金額は、各款の間、または、各項の間で相互に流用することができないと定められてございます。

卯月委員　　そうすると、この6600万円の調査委託にかかる予算流用については、しつこいようですが、それでも、法令上、問題がないという理解でよろしいのでしょうか。

高橋財政課長　　ただいま御質問のありました調査委託費につきましては、同一項の中での流用でございまして、款や項の間での流用ではないことから、法令上、問題が生じるものではないと考えてございます。

（人事管理費について）

藤本委員　　歳入歳出決算書6ページの人事管理費があるのですが、この下に研修管理費とありまして、先日の新聞報道によりますと、この法律で一定割合の障害者を雇うように義務づけられているということが中小企業の中で決まっていると。

ただ、その必要な採用数を満たしたのが49%にとどまるということが載っており、この日本商工会議所の調査でわかったことなのですが、県の法定雇用率はどうなっているのか、お伺いします。

染谷総務部次長（人事課事務取扱）　知事部局の法定雇用率につきましては、2.6%という形になってございます。今年の6月1日現在の障害者雇用率につきましては、知事部局で申し上げますと、2.99%となってございまして、法定雇用率の達成という点では、達成している状況でございます。

藤本委員　　この法定雇用率の達成に向けて、県としてどのように取り組みを行ってきたのか、お聞かせください。

染谷総務部次長（人事課事務取扱）　障害者の雇用につきましては、法律の改正がございまして、その改正に伴い障害者活躍推進計画というものを令和2年度から令和6年度という期間で作成をしているところでございます。

この計画に基づきまして、障害者の活躍を推進する体制整備を行った上で、障害者が働きやすく、継続して働き続けることができる職場づくりについて、議論を行っているところでございまして、それによりまして、よりよい環境づくりができるように、現在努めているところでございます。具体的には、正規職員及び会計年度職員の障害者雇用枠につきまして、各所属と調整の上、今、ポストを創設しているところでございます。

また、雇用した障害を有する職員と、定期的な面談を実施することによりまして、今現在の状

況を把握した上で、必要な措置を実施するというを現在行っているところでございます。

藤本委員 以前、平成30年、今から3年ほど前だったと思うのですが、障害者雇用の水増し問題があったと思います。これを受けまして、県は、昨年度、適切な法令等の解釈ですとか、適切な業務執行に向けた取り組み等を行ってきたと思うのですが、そういったことを細かくお示ください。

山田（一）委員長 藤本委員に申し上げます。部局審査は提出された書類に基づいて、決算内容について確認を行う場ですので、やや範囲が広すぎるかなと思います。後日、染谷次長から、経過について、何か資料をもらうということで、よろしいでしょうか。

藤本委員 はい。

山田（一）委員長 そのようにさせていただきます。

（翌年度繰越の県有財産管理費について）

小越委員 先ほど聞きそびれてしまったかもしれないのですが、総9ページの翌年度繰越の県有財産管理費とあるのですが、事故繰越もあり、具体的にどんなことをする事業なのでしょうか。

小澤資産活用課長 翌年度繰越額のうち、県有財産管理費でございますが、これは長寿命化改修や、ユニバーサル化等々に要する工事費の工事につきまして、適正な工期を確保するために繰り越しをしたものでございます。

小越委員 先ほどの総務部長の説明を聞き逃してしまっておめんなさい。財政調整基金の話なのですが、確かに先ほど、総務部長は予定したものは、全部取り崩さなくてよかったけれども、少し取り崩しがあったという気がしたのですが、この説明資料のファイルの決算状況の1ページのところに、財政調整基金取崩額、令和2年度決算はゼロと書いてあるのですが、財調は取り崩したのか、取り崩していないのか、済みません。

高橋財政課長 財政調整基金は取り崩してはおりませんが、財源対策の基金取り崩しの中で、公共施設整備等事業基金から10億円を取り崩していますので、最終的な主要3基金の取り崩しとしては、10億円という結果であります。

小越委員 財調ではなく公共施設の基金から取り崩して一般会計に入れたということですね。わかりました。

（県税の収入未済額について）

それから、この監査委員説明書5ページの真ん中に、県税については、収入未済の縮減と書いてあるのですが、その途中で、新型コロナウイルス感染症対策と実施された徴収猶予の特例適用により、法人事業税の収入未済が、前年度と比較して5億円増加していると、今後は猶予した県税が滞納繰り越しにならない対応を求めていくとくだりがあるのですが、その16ページに、県税の科目別収入状況があつて、県税の例えば県民税の法人のところマイナスになっている。これがそのコロナ対策の徴収特例の猶予の中に入っているのか、そのコロナの特例猶予の金額がどのくらいあるのか、この金額と全然違うのか、コロナによって徴収猶予になった金額と件数がわかったら教えて欲しいのですが、

植村税務課長 コロナの徴収猶予の特例につきまして、個人県民税につきましては市町村が徴収するため、県

では把握していないのですが、県で把握しているところでは、個人事業税、法人二税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税で、令和3年度に繰り越している額が7億3671万円ということでございます。件数については手元に資料がないので、後ほど、お答えさせていただきます。

小越委員 全部ではなくて、事業税のことを含めて、なお7億円とか5億円ふえたのは、コロナに限らず、いろいろなことがあるからということでした。

（地方創生臨時交付金について）

それから最後に聞きたいのですが、先ほど知事直轄組織にも聞いたのですが、福祉保健部のときに、昨年度、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金があって、いろいろあったが、大体60億円位を、今年度、返還するという説明があって、地方創生臨時交付金についても、他の部局のところで話もあったのですが、昨年度、この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が幾ら来て、また、地方創生臨時交付金が幾ら来て、幾ら返還するのか、どこの資料に書いてあって、それは交付金なのか諸収入なのか、それも含めて教えてください。

高橋財政課長 部局をまたがる補助金になりますので、一括して資料に載っている箇所は、おそらくないと思われまして。今、手元で持っている県の予算全体の中で、どのくらい計上しているかという資料に基づいて御説明申し上げますと、令和2年度の歳入決算のうち、国庫支出金の中で、いわゆる臨時交付金と呼ばれるものが110億4000万円ほど、包括支援交付金が217億2000万円ほどになってございます。

この中で、先ほど委員から御指摘がございました返還の金額ですが、これについては、67億円ほどを見込んでおまして、実際は歳入として計上されていますが、歳出としては不要になっているものでございますので、ここは歳入歳出の中で不均衡が生じております。実際の返還は、今年度、歳出を立てて返還を行っていくものになります。

小越委員 67億円を返還してから、緊急包括支援金ということで、臨時創生交付金は充てたけれど、残った分は国に返還ではなくて、県で使っていくということですか。

高橋財政課長 臨時交付金につきましては、繰り越しが可能になっておりますので、令和2年度の歳出予算で、もしくは歳出の決算で、充当ができなかったものについては、財源を今年度に持ってきて繰り越しまして、今年度の事業に財源を充てていく、こういった処理を行っておりますので、返還といった事情は、令和2年度のものについては生じないという状況でございます。

小越委員 わかりました。

（地方創生交付金の収入について）

向山委員 コロナの関係で各部局に聞いてきたところはあると思うのですが、やはり、令和2年度、一番大きなところは新型コロナの補助金とか助成金の部分が多いと思いますので、財政のほうで、全体の入りの地方創生交付金、また、包括支援交付金が多い金額だと思いますけれども、その入りの部分と、実際にどういう部分に支出をしたのかということ、先ほど、産業労働部からももらったのですが、入りがなかなかない部分もあると思いますので、そこをまとめて、資料で一括していただくのが、一番わかりやすいと思いますので、お願いしたいと思います。

山田（一）委員長 執行部に申し上げます。ただいま向山委員から要求のありました資料につきまして、資料作成が可能ですか。

高橋財政課長 各部局にまたがるものですので、お時間はいただくことになると思いますが、御指摘のものに

については、作らせていただきたいと思います。ただ、状況次第でございますので、全ての事業を出すのはかなり膨大になりますので、その辺のまとめ方はお任せをいただいて、御提供させていただきたいと思います。

山田（一）委員長 お諮りいたします。向山委員から要求がありました資料について、委員会として資料要求することといたしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（調査委託費について）

向山委員 確認ですが、先ほど、卯月委員から質問がありましたけれども、調査委託費というのは、6600万円の部分、これは訟務費の8445万円に入っているということでしょうか。

眞田経営管理課長 説明資料の総7ページの真ん中にあるます訟務管理費8445万6000円、この中に含まれてございます。

向山委員 もう1点、昨年度中だと思うのですが、知事が給与を1円にされたときがあったと思いますけれども、令和元年度と2年度を見ると、令和元年度のほうが、知事給与費が高くなっているのですが、この1円は反映されているのでしょうか。

有泉政策企画グループ政策参事 本日、詳しい内訳がわかりませんので、お調べしてお答えさせていただきたいと思えます。

（知事公舎について）

飯島委員 県は甲府市内のとあるマンションの部屋を、民間業者から借り上げて、知事公舎として使用していますよね。

小澤資産活用課長 場所について詳しくお答えすることは控えさせていただいているところですが、知事の宿舎ということで、県でお借りしております。

飯島委員 現在、山梨県は知事公舎がないので、当然、知事が有事のときには、ここが災害対策本部になって、その近いところに、マンションを持って、県費で賃料を支払うのは当たり前だと思います。令和2年度も、当然、支払いが発生していますけれども、この決算資料で、その支払いはどこに出ているのか、民間業者に支払った決算は、どこにどう計上されているのか、お伺いします。

小澤資産活用課長 総7ページ、一番上の宿舎管理費、1370万6000円、こちらに入っております。

飯島委員 そうすると、もっと細かく言うと知事公舎として書いている金額は令和2年度が総額、これ全部1300万円ということはないと思うのですが、後者に関しては、お幾らなのですか。

小澤資産活用課長 済みません。すぐ計算ができず恐縮ですが、月額でよろしいでしょうか。月額17万4000円の12カ月分ということになります。

飯島委員 宿舎管理規則の規定があると思うのですが、一般の民間の所有者に払っていると。一方、知事が住んでいるということなので、知事が県に支払うような規則もあるかと思うのですが、そうすると歳入に入ってくるということになると思います。それはどうなっているのでしょうか。

小澤資産活用課長 知事宿舎につきましては、県の宿舎管理規則の規定に基づきまして、無償ということで知事から費用は徴しておりません。

飯島委員 管理規則にのっとって無料ということでありました。管理規則を私も勉強したいので、何条の何項にあるかというのを後で教えていただきたいと思います。
ちなみにこの月額17万円4000円の支払い先はどこなのでしょう。

小澤資産活用課長 貸主につきましては、知事公舎を特定される恐れがある情報ということで、お答えのは差し控えさせていただいております。

飯島委員 公費で支払っていますよね。税金で。決算特別委員会で、いろいろな意見交換をしながら、例えばプロモーション事業をやっているとか。どこにどう払っているかという質問をしているわけですが、同じレベルだと思うのですけれども。皆さんのポケットマネーで、個人的なもので、支払先を言えないというのはわかりますけれども、公費で支払っているものの支払先が明らかにできないという理由が全く理解できない。

小澤資産活用課長 知事宿舎の位置、これが特定される恐れのある情報につきましては、知事の身体の安全確保の観点から、これについてはお控えさせていただいているところでございます。

飯島委員 場所を教えると言っているのではないですよ。どの団体とか、どの大家でどういう方かということで、知事のセキュリティの問題とか。所番地を明かすと、当然、そういうことも考えられるかと思うのですが、その支払先が明確にできないというのは、全く理解できません。
ただし、もうこれ以上言っても、ちょっと問題を提起して、最後に回答をお願いします。

小澤資産活用課長 借り主の情報について控えさせていただいている理由としましては、モザイク的に様々な情報を組み合わせる、例えば、我々でお答えしている、この本庁舎に近い場所でセキュリティが保たれている場所であるということですか、不動産登記等で公開されている情報でもございます。そういった様々な情報を組み合わせることによりまして、知事の宿舎の特定につながる情報ということで、我々としては、資産情報につきましても、控えさせていただいております。

山田（一）委員長 この際申し上げます。執行部より説明を訂正したい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

高橋財政課長 済みません。先ほどの返還金の答弁の中で、不正確、誤っている部分がありましたので、お詫びの上、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、緊急包括支援交付金の返還予定額でございますが、約61億5000万円でございますが、この緊急包括支援金以外の補助金についても、今年度、返還が必要なものが6億7000万円ほどございますので、合わせた額約68億円が返還額になってまいります。

この中には小越委員から御指摘のございました臨時交付金については、入ってございません。以上、訂正をさせていただきたいと思います。

以上

決算特別委員長 山田 一功